平成２３年（フ）第１９８号
福島県郡山市字名倉287番地　パルミラ弐番館203号
破産者　江原　良太
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
埼玉県熊谷市弥生２丁目２番地１
破産者　多田　田造
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２９９６号
横浜市神奈川区沢渡31番地
破産者　福地ナタリこと　ゴンザレス・ジョエライデ・ナタリ・プラニーノ
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３７８号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目36番９号　サクセス羽沢ステイ102号
破産者　渡辺　健司
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７号
長野県上田市長瀬2009番地５
破産者　山岸　誠司
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４２５号
静岡県焼津市大覚寺70番地の１　アバンテ201号室、前住所静岡県焼津市大覚寺26番地の３
破産者　山田　雅基
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８号
京都市山科区音羽野田町24―５　ジュネス音羽310、住民票上の住所京都市山科区小山一石畑９番地31
破産者　竹谷　　悟
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
京都市左京区下鴨泉川町58番地26、前住所京都市左京区下鴨蓼倉町71番地６
破産者　小坂　丈至
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
兵庫県明石市大蔵中町２番５号、開始決定時の住所神戸市西区伊川谷町有瀬969番地の13
破産者　中村　由夫
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
愛媛県今治市山路町１丁目３―20　ピースフルライフ102号室、住民票上の住所愛媛県今治市中寺458番地１
破産者　瀬野　晃弘
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１６号
大分県竹田市大字玉来698番地３
破産者　瀬井　　司
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第７７号
大分県中津市沖代町２丁目４番38号　Ｓコーポ沖代Ａ棟１号
破産者　田村　邦広
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８３号
宮崎市吉村町江田原甲222番地２　グランドヒルズホービ306号
破産者　宇土　秀幸
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９８号
宮崎市稗原町２番地３
破産者　児玉美意子
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８３号
宮崎市田野町甲4683番地２
破産者　野田　正夫
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４５号
宮崎市千草町14番15号　ＭＹ千草ビル703号
破産者　塚田　雅裕
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６０号
宮崎市出来島町12番地３
破産者　若松　伸人
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６１号
宮崎市出来島町12番地３
破産者　若松　俊子
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２号
宮崎県日南市南郷町潟上65番地１
破産者　安藤　克弥
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係